

○三条地域水道用水供給企業団参与設置条例

昭和50年 7月16日
条例第7号

（設置）

第1条 三条地域水道用水供給企業団（以下「企業団」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、参与を置く。

（業務）

第2条 参与は企業長の諮問に応じ、企業団の経営に関して重要な事項を調査審議する。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。